

# JU山口オートオークション規約

次の「基本となる規約」のほか、当商組が定める「JU山口運営細則」及び「展示車映像出品の取扱手続」による。

## 1. 基本となる規約

- (1)「中商連オートオークション規約・運営規定」
- (2)「中商連オートオークション統一ルール」  
(クレーム・ペナルティに関する統一ルール)

<規約のリンク> (JUナビに記載)

<https://www.junavi.jp/>

## 2. JU山口運営細則

### (1)基本手数料

出 品 料	基本手数料 (税別)	
	組 合 員	5,000円
出 品 料	デ ィ ー ラ ー	
	県 外 会 員	
	賛 助 会 員	
成 約 料	成約金額 3万円以下	3,000円
	成約金額 7万円以下	7,000円
	成約金額 7万円超	10,000円
後 商 談 料		10,000円

### (2)車輛の搬出

- ① 落札車輛の搬出期限はオークション開催日3日後(金曜日)の17時までとする。
- ② ネット取引の落札車輛の搬出
  - ・当商組登録会員以外が落札した車輛の搬出は、車輛代金の入金確認後とする。
  - ・搬出時間は事務局の営業時間内とする。

### (3)名義変更報告期限

オークション開催日の翌々月5日(日曜日、祝祭日、当組合休業日の場合は翌日)までとする。

但し、車検付(ナンバー付)の車を抹消登録した場合は、登録日を含め5日までとする。(同通知書は、直ちに当商組から出品者に通知する。)

<落札者が5日以内に通知しなかった場合>

落札者からの抹消の通知が遅れたために還付申請できなかったとの申し出があった時は、後日、自動車税相当額を落札者に請求する。

### (4)二次抹消の取扱い

落札者が移転登録した車を同一年度内に抹消した場合、抹消登録日を含め5日以内に当商組に通知した場合は対応する。

### (5) 落札自動車の自動車税

年度末に開催されるオークションでの翌年度の軽自動車税は落札者の負担とする。

### (6) 落札価格5万円以下の取扱い(追加)

落札価格が5万円以下の車輛は、ノークレームとする。

但し、冠水車、消火器散布、接合車、走行距離は除く。

## 3. 展示車映像出品の取扱手続

### (1) 出品車輛の取扱い

#### ① 出品対象会員

当商組の組合員・賛助会員・ディーラー

#### ② 出品対象車輛

山口県内に展示され、出品者が良質車と判断している車輛とする。

(修復歴車、事故現状車および走行不明車、メーター改ざん・交換車は出品対象外とする。)

#### ③ 商談等による出品の取り消し

商談等により、せり上場できない車輛は、オークション開始迄に、事務局宛通知する。

### (2) 落札車輛の取扱い

#### ① 落札車輛の引取り・陸送の手配等は落札者が行う。

#### ② 車輛を引取る際には、展示場責任者に、「出庫票」に所要事項を記入して提出し、引換えに車輛を搬出する。

#### ③ アイオーク、オートサーバー、またはJUTレード会員が落札した車輛

a. 車輛の引渡し場所を当商組オークション会場(搬出は金曜日以降)とする。

b. 出品者はオークション開催日を含む「3日以内」に成約車をオークション会場に搬入するものとする。(陸送費は出品者負担)

(遅延ペナルティ:一日につき5,000円)

c. クレーム申立期間

オークション開催日を含めて「7日間」とする

### (3) 車輛引取り時の確認

車輛引取り後は、「外装・内装・傷・装備品の有無」に関するクレームは受付ない。

#### a. 車輛の状態が変わっている場合

出品者責任としてクレーム対応する。

但し、走行距離の増加が千キロ未満の場合は、ノークレームとする。

#### b. 車輛が展示場に無い場合

出品店都合によるキャンセル扱いとし、ペナルティ(追加)50,000円とする。